

人間総合科学研究科生涯発達科学専攻博士学位論文審査基準

(審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と3名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は博士の学位を有する者とする。ただし、副査については、博士の学位を有していない者を例外的に1名まで認めることができる。
- ③ 審査委員のうち少なくとも1名は、専攻以外から選出される者とする。なお、本学大学院の他研究科、他大学の大学院教員又はそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教育会議が認めた者とする。
- ④ 博士論文の関連論文の共著者を副査に入れる場合は原則として2名までとする。

(評価項目)

- ① 関連分野の国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、請求学位の領域（カウンセリング科学領域、リハビリテーション科学領域、もしくは生涯発達科学領域）における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ② 請求学位の領域（カウンセリング科学領域、リハビリテーション科学領域、もしくは生涯発達科学領域）の発展に寄与するオリジナルな研究成果が、学術論文として発表するのに相応しい量含まれていること。
- ③ 研究公正についての十分な知識に基づき、研究結果の信頼性が十分に検証されていること。
- ④ 研究結果に対する考察が妥当であるとともに、結論が客観的な根拠に基づいていること。
- ⑤ 研究の背景、目的、方法、結果、考察、結論等が、請求学位の領域（カウンセリング科学領域、リハビリテーション科学領域、もしくは生涯発達科学領域）の博士論文に相応しい形式にまとめてあること。

なお、学位論文の審査を願い出ようとする者は、事前に専攻における予備審査に合格しなければならない。

(評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ① 学位論文において、請求学位の領域（カウンセリング科学領域、リハビリテーション科学領域、もしくは生涯発達科学領域）における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ② 請求学位の領域（カウンセリング科学領域、リハビリテーション科学領域、もしくは生涯発達科学領域）で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。